

■議案第35号 四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、さらなる地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護保険法における地域支援事業に在宅医療・介護の連携推進、認知症対策推進に関する事業等が追加となりました。

また、全国一律であった要支援1、2の認定者に対する予防給付が地域支援事業に移行となり、サービスの多様化を目指しています。

このことに伴い、四万十町地域包括支援センター条例の業務内容に位置付けている介護予防事業及び地域支援事業の内容について整理を行い、一部改正するものです。

【主な改正内容】

地域包括支援センター条例の業務内容を、改正後の介護保険法に基づく「介護予防支援事業」及び「地域支援事業」に改正します。

【施行期日】

平成27年4月1日施行予定。ただし、国の政令の公布時期が遅れることが想定されるため、政令の公布を待たずに条例に規定してしまう恐れがあり、施行期日を条例から規則に委任します。

また、この実施時期においては、多様な主体による多様なサービスの充実などの受け皿の整備や地域の特性を活かした取組みを行うため、一定の時間をかけて準備する必要があることから、介護保険条例の附則において、各事業開始を猶予する措置を講じています。

【新旧対照表】

改正後	改正前
(設置) 第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。 <u>以下「法」という。</u> ）第115条の46の規定に 基づき、地域住民の保健医療の向上及び福祉 の増進を包括的に支援するため、四万十町地 域包括支援センター（以下「センター」とい う。）を設置する。	(設置) 第1条 介護保険法（平成9年法律第123号） 第115条の46の規定に基づき、地域住民の 保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に 支援するため、四万十町地域包括支援センタ ー（以下「センター」という。）を設置する。
(業務)	(業務)

改正後	改正前
第3条 センターの業務は、おおむね次のとおりとする。 (1) <u>法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業</u> (2) <u>法第115条の45に規定する地域支援事業</u> (3) (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の第3条の規定は、四万十町介護保険条例の一部を改正する条例(平成27年四万十町条例第 号)附則第3条に規定する町長が定める日の翌日から適用し、同日までの間、この条例による改正前の第3条は、なお効力を有する。	第3条 センターの業務は、おおむね次のとおりとする。 (1) <u>介護予防事業のマネジメント</u> (2) <u>介護保険外のサービスを含む、高齢者やその家族に対する総合的な相談及び支援</u> (3) <u>被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護</u> (4) <u>支援困難ケースへの対応等介護支援専門員への支援</u> (5) <u>居宅介護支援業務、要介護認定調査、特別養護老人ホーム等の入所判定等を行うこと。</u> (6) (略)